

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案のポイント

定義

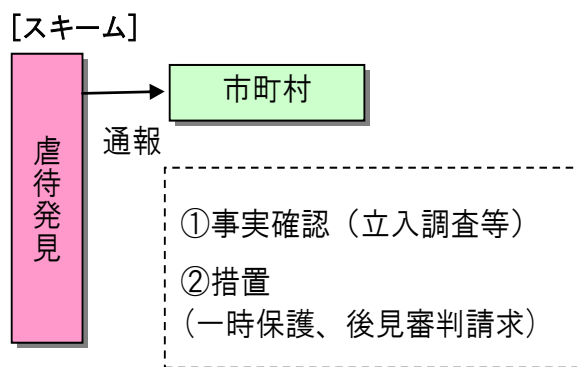
- 「障害者虐待」とは、①養護者による虐待（家庭内虐待）、②障害者福祉施設の従事者による虐待、③使用者による虐待。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待。（※）高齢者虐待防止法と同じ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定等を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

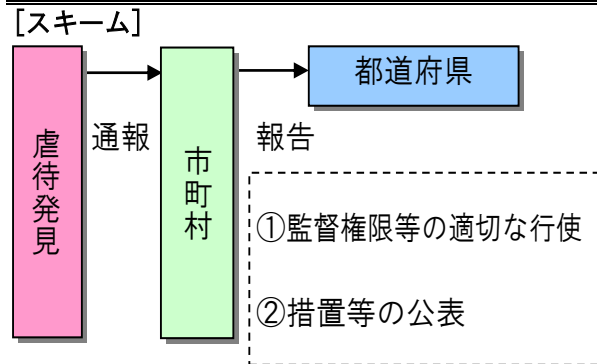
養護者による虐待(家庭内虐待)

(※高齢者虐待防止法と同様の枠組み)

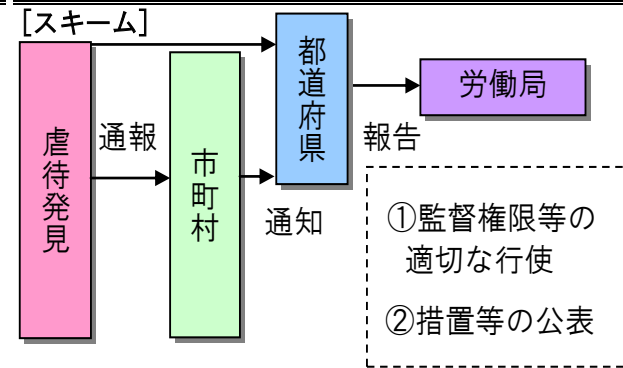


障害者福祉施設の従事者による虐待

(※高齢者虐待防止法と同様の枠組み)



使用者による虐待



- 学校、保育所等及び病院等について、虐待の防止等のための措置を義務付ける。

その他

- 都道府県の施設又は部局に、障害者虐待の窓口・調整等を行う「障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 平成22年4月1日から施行する。